

学童クラブ保護者負担金について

1. 学童クラブ保護者負担金について

学童クラブは平成27年度から保護者負担金を導入し、社会・経済状況の変化や近隣市町村の動向等を勘案し、3年ごとの負担金額見直しを基本としています。

過去の3回の見直し時には、検討の結果、負担金額を据え置きとし、現在の月額4,500円・土曜利用は1回380円としたところです。

今年度は、前回の見直しから3年が経過することから、令和9年度から令和11年度までの3年間の負担金について検討を行います。

2. 学童クラブ負担金の負担割合の現状

国の考え方は[表1]のとおりであります。現在の市の考え方では[表2]のとおり、保護者負担の一部を市が負担しています。

[表1] 国

保護者負担 3/6	国 1/6
	道 1/6
	市 1/6

[表2] 恵庭市

保護者負担 2/6	国 1/6
	道 1/6
市 2/6	

3. 負担金算定にあたって検討する事項

- ・現状の負担割合のあり方
- ・支援員の処遇改善に係る経費
- ・開始・延長等に係る経費
- ・近隣自治体との負担額の比較

4. 今後のスケジュール

6月～7月	学童クラブ運営方針の検討
7月～9月	負担金の算定・精査
10月	厚生消防常任委員会・学童委託法人会議
11月	社会福祉審議会児童福祉専門部会・保護者周知
2月～3月	入会決定